

令和5年度 第12回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和6年3月11日(月) 午前9時30分開会
開催場所	清須市役所南館第3会議室
出席委員	教 育 長 天 埜 幸 治 委員(教育長職務代理者) 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司 委 員 太 田 光 則 委 員 上 田 恭 子
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 石 黒 直 人 教 育 部 参 事 浅 井 努 学 校 教 育 課 長 瀬 尾 光 生 涯 学 習 課 長 大 沼 賀 敬 ス ポ ー ツ 課 長 高 山 敬 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 主 幹 神 谷 貢 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 小 崎 充 代 学 校 教 育 課 総 務 係 長 山 内 裕 二
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 第11回定例会会議録の承認について 日程第3 専決第3号 専決処分した事件(清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則)の承認について 日程第4 議案第2号 清須市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則案 日程第5 議案第3号 令和6年度清須市教育委員会基本方針案 日程第6 議案第4号 清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について 日程第7 議案第5号 県費負担教職員等の人事の内示について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 後 藤 小百合 委 員 太 田 光 則 委 員

議事の経過

○ 開会

天埜教育長

おはようございます。

只今の出席委員数は、5名です。過半数の出席がありますので、只今から、令和5年度第12回清須市教育委員会定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりです。ここで、あらかじめ申し上げます。

委員並びに事務局職員の発言は、挙手により、教育長を通して、お願いします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

天竺教育長

日程第1、「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員には、後藤委員と太田委員を指名いたします。

日程第2 令和5年度第11回定例会会議録の承認について

天竺教育長

日程第2、「令和5年度第11回定例会会議録の承認」についてを議題とします。事務局より、説明をお願いします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課の瀬尾でございます。

それではお手元の令和5年度第11回清須市教育委員会定例会会議録の案をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、開催日時は、令和6年2月13日、火曜日、午前10時50分開会でございます。

出席委員につきましては、天竺教育長ほか、4名の方全員、ご出席いただきました。説明のため出席した者は、教育部長ほか、8名の教育部職員でございます。

日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、会議録の承認をいただき、日程第3、清須市文化財保護審議会委員の委嘱についてを同意、日程第4、清須市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示案を決議いただきました。

議事の経過は、会議録として、まとめさせていただきました。1ページから4ページとなりますので、ご確認をお願いいたします。

以上でございます。

天竺教育長

ありがとうございます。内容について、ご確認の時間を少し取ります。

これより、質疑を行います。質疑は、ございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これより、採決をします。「令和5年度第11回定例会会議録」については、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。したがって、「令和5年度第11回定例会会議録」については、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会后、高山委員と上田委員に、ご署名をお願いいたします。

日程第3 承認第3号 専決処分した事件（清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）の承認について

天竺教育長

日程第3、承認第3号、専決処分した事件（清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾でございます。

承認第3号、専決処分した事件、清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の承認について。

清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則、平成17年清須市教育委員会規則第5号、第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年3月11日提出。清須市教育委員会、教育長、天竺幸治。

1枚おめくりいただくと、専決処分書になります。もう1枚おめくりいただくと、当該規則の制定文となります。

現在、紙媒体で行っている放課後子ども教室の利用申請や、放課後子ども教室に通室する児童の登録作業を、電子データによる申請に切り替えることで、利用者である保護者の利便性を向上させるとともに、学校及び教育委員会の作業負担の軽減を図るものであります。

新年度が始まる前に、環境を整備し、保護者へ周知する必要があったため、令和6年3月1日からの施行とし、専決処分といたしました。私からの説明は以上となります。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(太田委員 挙手)

はい、太田委員。

太田委員

電子情報処理によって放課後子ども教室の利用申請を行うということだったんですけども、これまでの紙媒体での申請は残されるのでしょうか、それとも電子申請に一本化されるのでしょうか。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

現在まで使われていた紙媒体も並行して残していきます。WEBで申請できない方は紙媒体でお願いしています。

天竺教育長

その他、質疑はありますか。

(委員より、「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。承認第3号、「専決処分した事件（清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）の承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、承認第3号、「専決処分した事件（清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）の常任」については、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第2号 清須市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則案について

天竺教育長

日程第4、議案第2号、「清須市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則案」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課の瀬尾でございます。
議案第2号、清須市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則案。

上記の議案を提出する。令和6年3月11日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、令和6年4月1日に実施される、組織機構改革に伴い、教育委員会が所掌している、幼稚園に関する業務を健康福祉部に所属する職員に補助執行させるために必要があるからです。

1枚おめくりください。当該規則案の制定文となります。

補助執行させる事務については、第2条に規定しております。

これは、現在、清須市教育委員会事務組織規則で規定されている、教育委員会の所掌事務のうち、幼稚園に関する事項を抜き出して規定したものとなります。

補助執行は、地方自治法に規定されている事務移管の方法であり、権限は教育委員会に残しつつ、決裁権限を補助執行先に付与し、事務を執行させるものとなります。

また、併せて、清須市教育委員会事務組織規則及び清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則を整理するため、附則にて対応しております。

私からの説明は以上となります。

天埜教育長

これより、採決をします。議案第2号「清須市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則案」については、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第2号「清須市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則案」については、原案のとおり決定されました。

日程第5 議案第3号 令和6年度清須市教育委員会基本方針案について

天埜教育長

日程第5、議案第3号、「令和6年度清須市教育委員会基本方針案」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課の瀬尾でございます。

議案第3号、令和6年度清須市教育委員会基本方針案。上記の議案を提出する。

令和6年3月11日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、令和6年度清須市教育委員会基本方針及び方策を定める上で必要があるからです。

先月開催しました、教育委員会委員協議会において、協議事項として説明

させていただきました、基本方針案となります。

委員の皆様からいただいたご意見を基に、前回お示ししました基本方針案から、一部修正しておりますので、修正部分について説明いたします。

1 ページ、冒頭のリード文です。専門用語等が表記されており、理解しづらい文章となっておりますので、聞き慣れない専門用語を注釈として文章外で表記しました。

3 ページをご覧ください。3 の括弧 8、不登校の文章です。他の項目と比較して、文章量が多くなっていたため、少し文章量を削除し、読みやすくなるよう修正しました。

続いて、4 ページです。4 の括弧 2、3、4 の内容が、言い回しは違うものの、内容に重複する部分があったため、括弧 2 のみにして集約しました。

学校教育課部分は以上となります。

続いて、生涯学習課の大沼課長から説明してもらいます。

(生涯学習課長 挙手)

天竺教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課長の大沼です。それでは引き続き生涯学習所管分について、ご説明いたします。

前回初案をお示しさせていただく際に、基本方針部分についてわかりやすい記述に努めていきたいという方向性をお示しさせていただき、生涯学習所管について大きく二つの事業を実施しているということを明確にさせていただきましたところであります。その中で文化振興事業において、継続をしてこられた先人の努力への感謝といった部分が欠落をしておりましたので、そういったところを改めて追記をさせていただくと共に、それによって周知・啓発・保存・継承という流れを作っていくという形で表記をさせていただきました。もう 1 点、文化芸術といった部分の表記の仕方についてでございます。芸能という部分につきましては改めて文言の整理をさせていただき、生涯学習推進計画の表記と同等の形に改めさせていただくところで、文化芸術という言葉に集約させていただきました。そのほか文字の変換ミス等の変更等でございます。生涯学習課所管としては以上です。

天竺教育長

ありがとうございました。前回お示しした後、様々なご意見等いただきありがとうございました。できる限り反映をさせていただき、少しでもわかりやすくなるように訂正をさせていただきました。改めて少しお時間を取りますので、ご質問・ご意見等ございましたらこの後お寄せいただきたく思います。

これより、質疑を行います。質疑は、ございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございますでしょうか。

(高山委員 挙手)

高山委員。

高山委員

前回、太田委員から聞き慣れない新しい言葉の説明がほしいという指摘があり、それに伴い新たに明記をされたのは非常に良いと思います。あと、各

部署でいろいろと試行錯誤しながら文面を作っていたというところで、非常に行間や文脈を意識しながら作られている、とてもわかりやすい基本方針であるなと思いました。以上です。

天竺教育長

ありがとうございました。そのほかよろしいでしょうか。
(委員より「なし。」の声あり)

これで、討論を終わります。

これより、採決をします。

議案第3号「令和6年度清須市教育委員会基本方針案」については、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第3号「令和6年度清須市教育委員会基本方針案」については、原案のとおり決定されました。

日程第6 議案第4号 令和6年度清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について

天竺教育長

議案第4号「清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について」を議題とします。

事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

学校給食センター管理事務所 吉田です。よろしくお願ひいたします。

議案第4号、清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について。上記の議案を提出する。令和6年3月11日提出。清須市教育委員会 教育長 天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市学校給食センター給食用物資納入業者指定要綱第5条第1号の規定により、令和6年度及び令和7年度の給食用物資納入業者の指定について、承認を得る必要があるからです。

1枚めくっていただきますと、令和6年度及び令和7年度の指定業者一覧表になります。

1番の「一福屋」から40番の「㈱ロックスカレー本舗」までの業者でございます。市内業者が、1番から18番まで。市外業者が19番から40番までの22業者でございます。来年度から新たに指定をする業者は11番の市内業者「㈱すけひろや」で、主な取扱い物資は青果類で地場野菜、オーガニック野菜も取り扱っている業者です。それ以外は前回から引き続きの指定となります。なお、今回の指定に必要な提出書類については、物資選定委員会の事務局である学校給食センター管理事務所において不備のないことを確認し、書面により物資選定委員に了承をいただいております。教育委員会における承認について、よろしくお願ひいたします。

天竺教育長

これより、質疑を行います。質疑は、ございますでしょうか。
(委員より、「なし。」の声あり)

これより、討論を行います。討論は、ございますでしょうか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決をします。

議案第4号「清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について」は、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第4号「清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について」は、原案のとおり決定されました。

日程第7 議案第5号 県費負担教職員等の人事の内示について

天竺教育長

議案第5号「県費負担教職員等の人事の内示について」でございます。本議案は、人事に関する議案であり、公正かつ円滑な人事を確保するため、審議事項及び会議録について、非公開として進めたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

それでは、全員ご異議なしと認め、非公開とします。

(※会議録は別途作成)

○ 閉会

天竺教育長

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これで、令和5年度 第12回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前9時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 天竺 幸治

署名委員 後藤 小百合

署名委員 太田 光則